

奈良県内で介護サービス事業の起業を検討している方へ

令和8年3月 奈良県福祉保険部介護保険課

目次

1 介護保険制度の概要

- ・介護保険制度とは P.3
- ・介護保険の加入者 P.3
- ・介護保険の運営主体と財政 P.4
- ・介護保険制度利用の流れ P.5
- ・要支援・要介護度区分 P.6
- ・介護サービスの種類 P.7～8

2 介護サービス事業者となるための要件

- ・法人格 P.9
- ・県が条例等で定める基準 P.10

3 事業収支計算

- ・介護報酬の算定方法 P.11～12
- ・介護サービスの収支差率 P.13
- ・収支計算例(訪問介護事業所の場合) P.14～16
- ・利用者等に選ばれる介護事業所になるために(訪問介護事業所の場合) P.17

4 指定申請 P.18～19

5 起業時の補助金 P.20～21



6 相談窓口 P.23～24

介護保険制度の概要

1 介護保険制度とは

介護が必要な高齢者が心身の状況や生活環境等に応じてサービスを選択し、できる限り在宅で自立した日常生活をおくることを目指して、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みです。介護は、自立を促すことを目的とするため、単なる身の回りの世話と異なります。

2 介護保険の加入者

	65歳以上の方(第1号被保険者)	40歳から64歳の方(第2号被保険者)
対象者	65歳以上の方 	40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、国保などの医療保険加入者 (40歳になれば自動的に資格を取得し、65歳になるときに自動的に第1号被保険者に切り替わります) 
受給要件	・要介護状態 ・要支援状態	・要介護(要支援)状態が、加齢に起因する疾病(特定疾病※)による場合に限定
保険料の徴収方法	・市町村と特別区が徴収(原則、年金からの天引き) ・65歳になった月から徴収開始	・医療保険料と一体的に徴収(健康保険加入者は、原則、事業主が1/2を負担) ・40歳になった月から徴収開始

※ 特定疾病とは

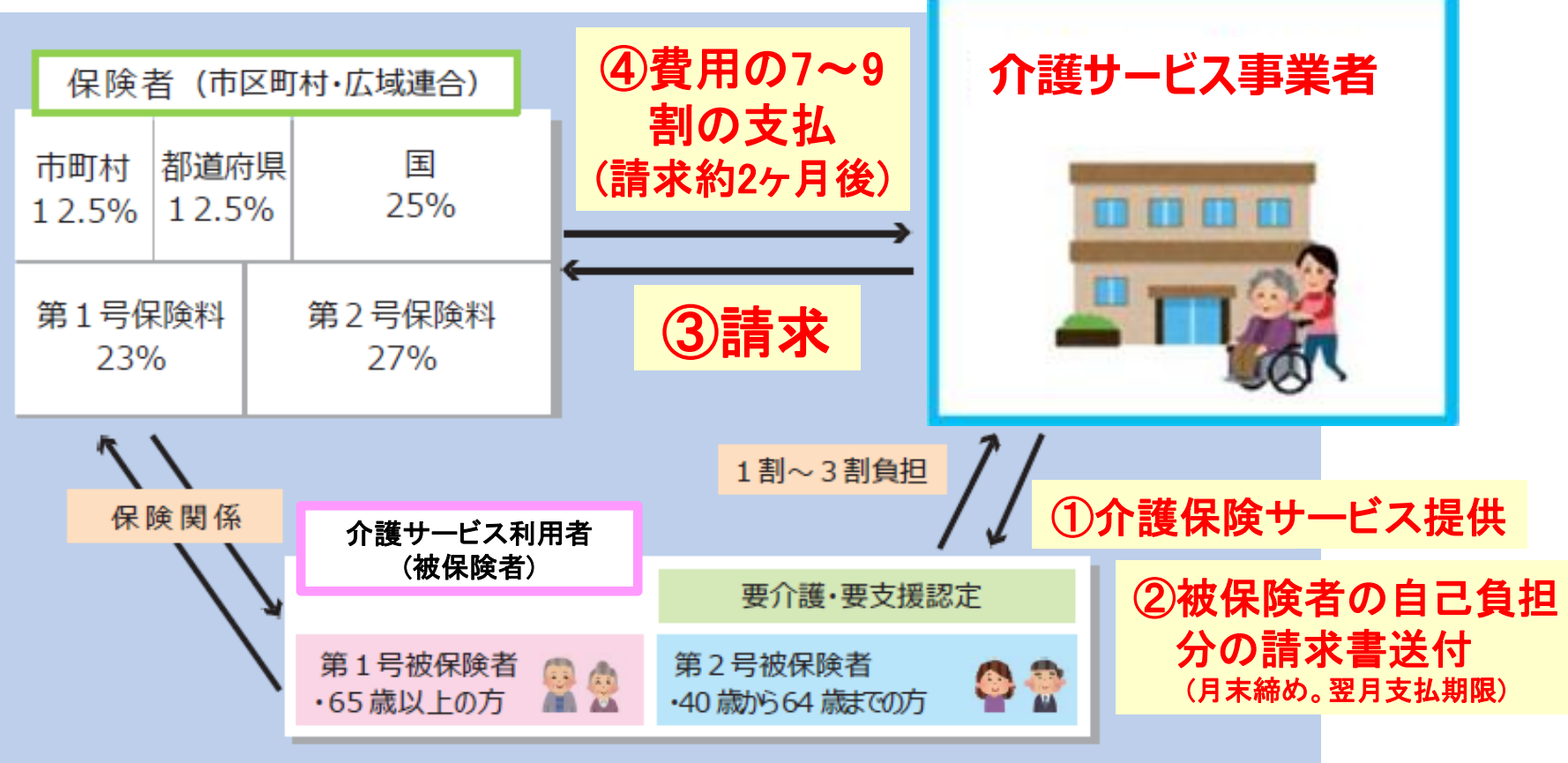
1 がん(末期)	9 脊柱管狭窄症
2 関節リウマチ	10 早老症
3 筋萎縮性側索硬化症	11 多系統萎縮症
4 後縦靭帯骨化症	12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
5 骨折を伴う骨粗鬆症	13 脳血管疾患
6 初老期における認知症	14 閉塞性動脈硬化症
7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病	15 慢性閉塞性肺疾患
8 脊髄小脳変性症	16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

出典：厚生労働省「介護保険制度について」
公益社団法人 国民健康保険中央会ホームページ「介護保険制度」

介護保険制度の概要

介護保険の運営主体(保険者)と財政

- ・介護保険の保険者は、市町村です。
- ・介護保険者は、介護サービス費用の7割～9割を給付するとともに、第1号被保険者の保険料を徴収し、介護保険財政を運営。財源は公費5割、保険料5割とされています。

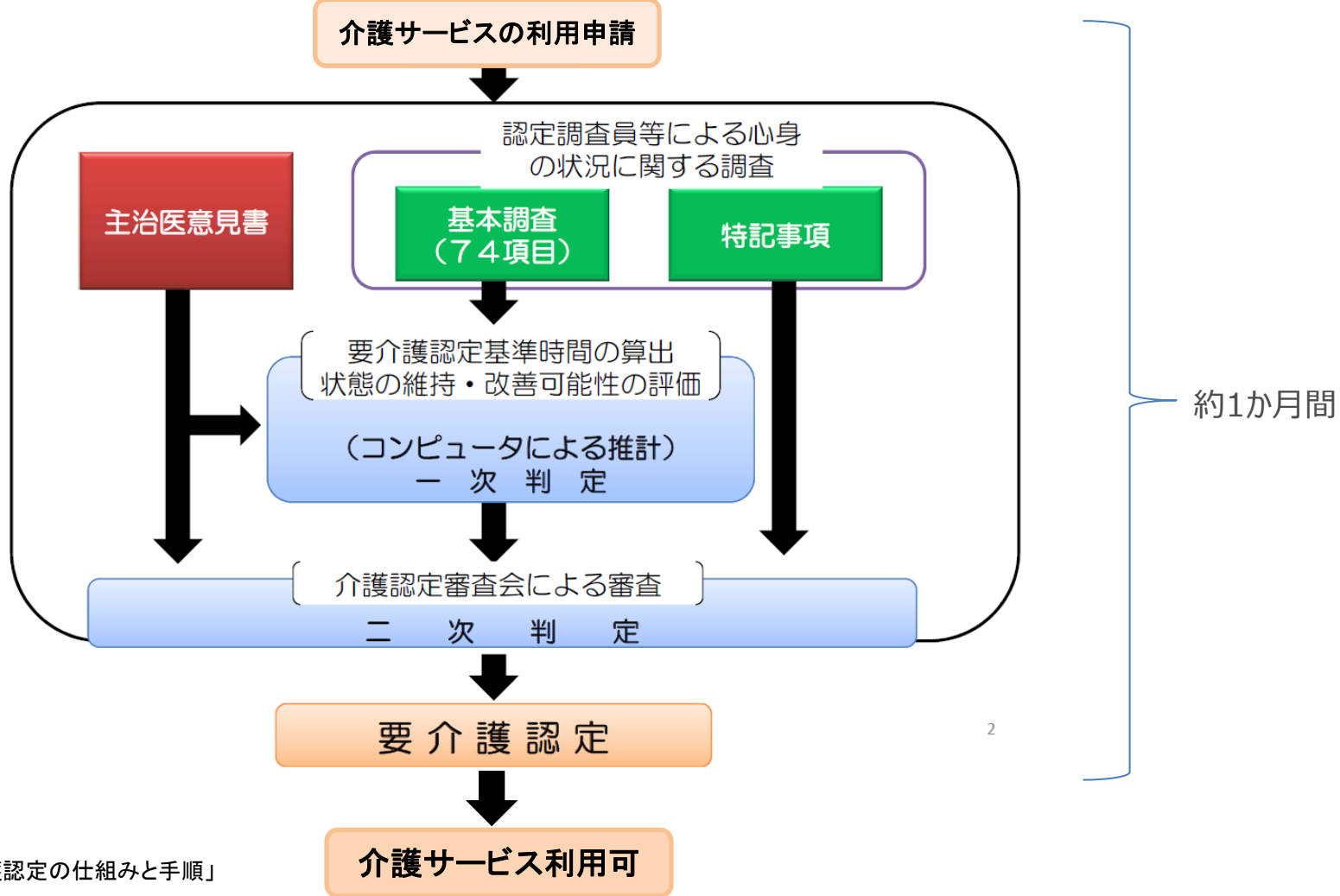


出典：厚生労働省「介護保険制度について」

介護保険制度の概要

介護保険制度利用の流れ

介護保険のサービスを利用するためには、お住まいの市町村の窓口へ申請書を提出し、市町村の要介護/要支援認定を受ける必要があります。

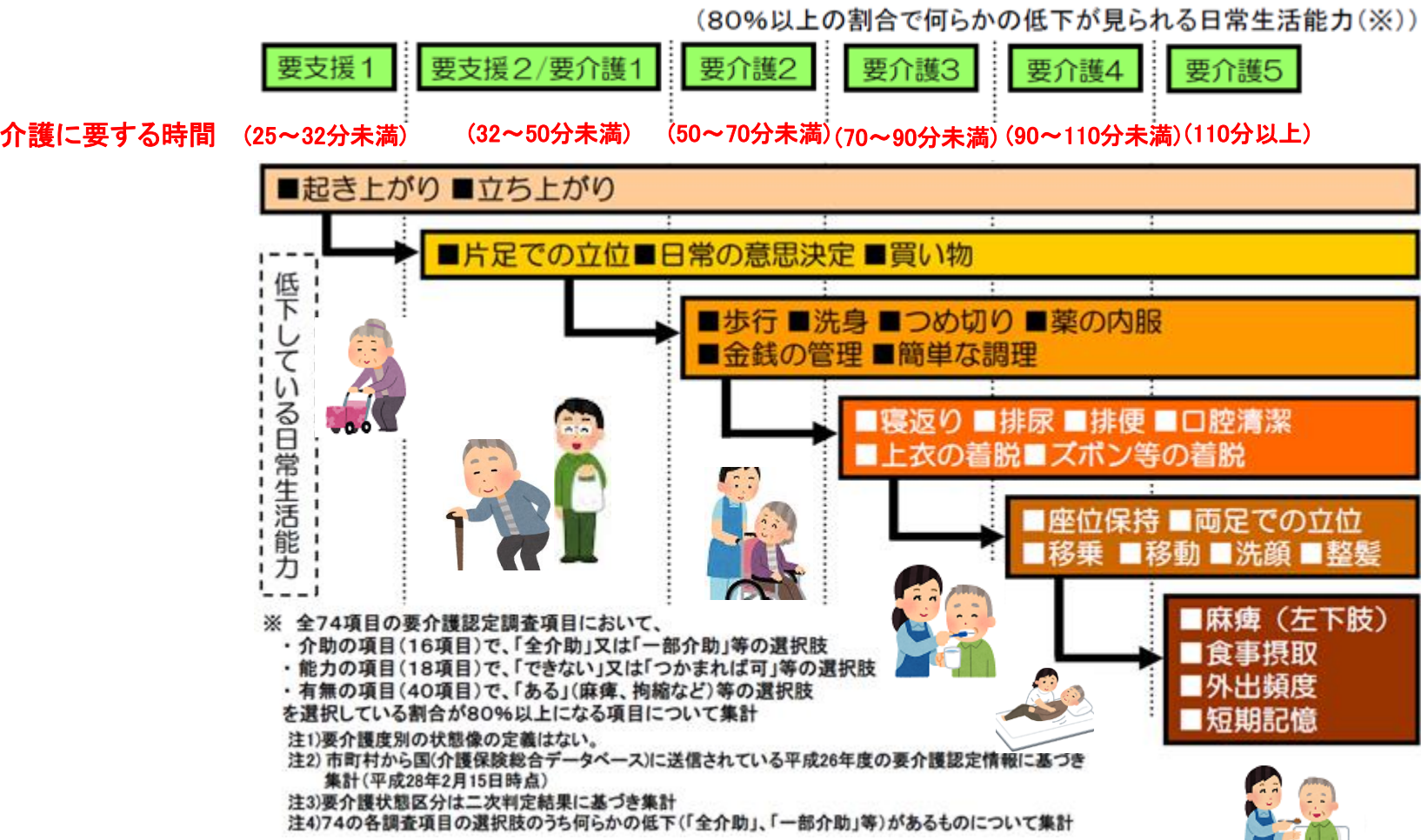


出典：厚生労働省老人保健課「要介護認定の仕組みと手順」

介護保険制度の概要

要支援・要介護度区分

認定は、要支援1・2から要介護1～5までの7段階および非該当に分かれており、各区分は介護に要する時間(手間)で決まっています。



出典: 厚生労働省老人保健課「要介護認定の仕組みと手順」

介護保険制度の概要 介護サービスの種類(概要)

介護サービスには、介護保険サービスと介護保険外サービスがあり、**介護保険サービスは、施設サービス(入所系・居住系)と在宅サービス(通所系・宿泊系・訪問系)に分かれます。**

施設サービス

入所系サービス

- 介護老人福祉施設・介護老人保健施設等
- (例) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所

居住系サービス

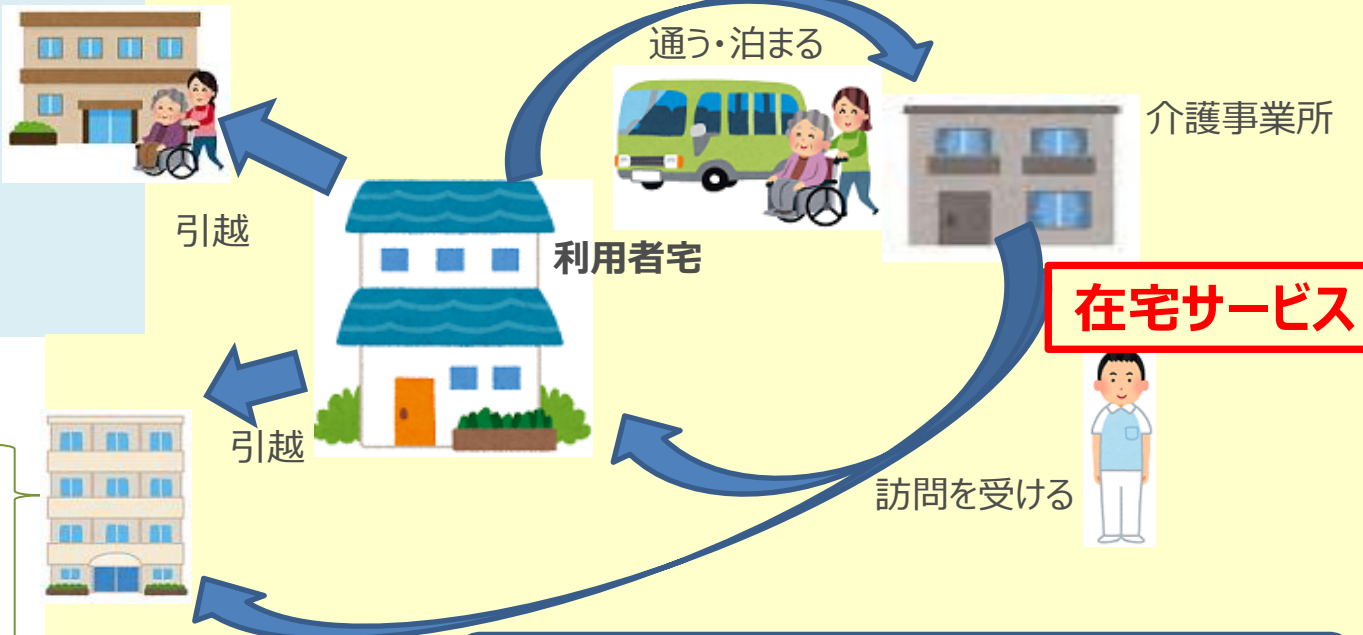
- 特定施設入居者生活介護等
- (例) 特定施設(介護付有料老人ホーム等)に入所

通所系サービス

- 通所介護・通所リハビリテーション等
- (例) 通所介護(デイサービス)で1日お預かりする

宿泊系サービス

- 短期入所生活介護等
- (例) 短期入所生活介護(ショート)で1日お預かりする



在宅サービス

訪問系サービス

- 訪問介護・訪問看護等
- (例) ホームヘルパーが利用者宅に訪問し、1時間、身体介護を行う

介護サービス外の施設

住宅型有料老人ホーム

- 生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設

サービス付き高齢者住宅

- バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する賃貸等の住宅

出典: 厚生労働省「介護保険制度の概要」国土交通省HPを元に作成

介護保険制度の概要

介護サービスの種類

訪問系サービス	訪問介護	訪問介護員(ホームヘルパー)が、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行うサービス
	訪問看護	自宅で療養生活が送れるよう、看護師等が清潔ケアや排せつケアなどの日常生活の援助や、医師の指示のもと必要な医療の提供を行うサービス
通所系サービス	通所介護(デイサービス)	食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練、口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供
	通所リハビリテーション(デイケア)	施設や病院などにおいて、日常生活の自立を助けるために理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などがリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス
宿泊系サービス	短期入所生活介護(ショートステイ)	施設などに短期間宿泊して、食事や入浴などの支援や、心身の機能を維持・向上するための機能訓練の支援などを行うサービス
居住系サービス	特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護サービスを利用可能
施設系サービス	特別養護老人ホーム	常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排せつなどの介護を一体的に提供(※ 原則要介護3以上の方が対象)
	介護老人保健施設	定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供するサービス

介護サービス事業者となるための要件

1. 法人格を有していること。

・介護サービス事業者に指定されるためには、原則として法人格が必要です。

	社会福祉法人	医療法人	NPO法人	営利法人 (株式会社等)
概要	社会福祉事業を行う法人	病院、診療所等を開設する法人	特定非営利活動を行う法人	営利を目的とした法人
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	○	×	×	×
介護老人保健施設	×	○	×	×
介護医療院	×	○	×	×
その他 訪問介護、 通所介護等	○	○	○	○
関係機関の窓口	市福祉担当課 県・介護保険課※ <small>※町村内に法人を設立する場合</small>	県・地域医療連携課	県・県民暮らし課	法務局

※法人格を取得する手続きについては、関係機関の窓口にお問い合わせください。

サービス事業者となるための要件

2. 県の条例等で定める基準を満たしていること。

- ・指定基準は、あくまで必要な最低限度の基準を定めたものです。
事業者におかれては、常に事業運営の向上に努めてください。
- ・指定基準及び介護報酬については、介護保険法令及び厚生労働省の省令・告示・通知、奈良県の条例等に定められています。

※中核市である奈良市内の事業所及び地域密着型サービスについては、指定権者である市町村の条例で定める基準によることとなりますので、ご注意ください。

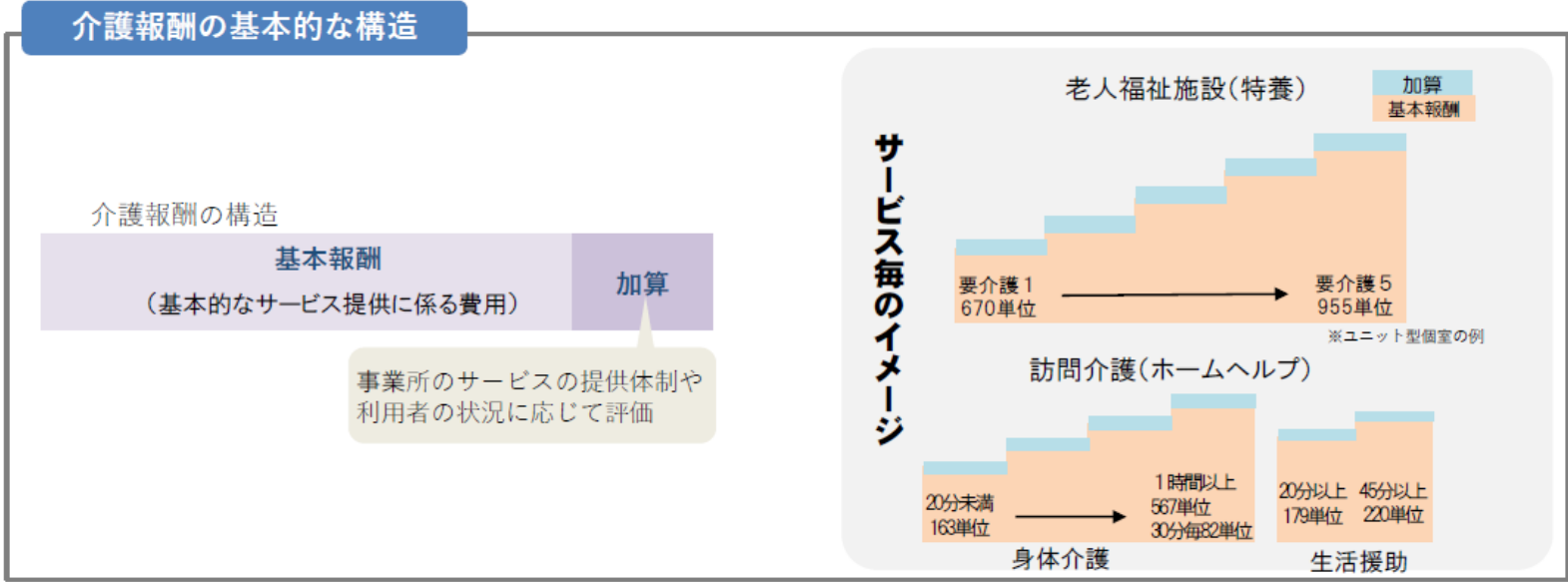
【訪問介護の基準(抜粋)】

	区分	内 容
人員基準	従業者	・訪問介護員等：常勤換算方法で2.5人以上 ・サービス提供責任者：常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
	管理者	・常勤・専従1人
設備基準		・事業の運営を行うために必要な広さの専用区画 ・訪問介護の提供に必要な設備及び備品等
運営基準		・内容及び手続の説明及び同意 ・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 等

【各介護サービスにおける基準の掲載場所】<https://www.pref.nara.lg.jp/n066/29788.html>

事業収支計算

介護報酬の算定方法 = 基本報酬 + 加算 ← 加算を取得しないと経営が苦しくなることに注意が必要



加算の対応と例

【昨今の主な政策課題】

- 介護職の賃金が低いことを踏まえ、処遇改善の取組を推進
- 高齢化の進展に伴う、中重度者への対応や医療介護連携の推進

加算で評価している例

特養

- ・ 一定の医療提供体制を整えた上で、利用者の看取りを実施
- ・ 他職種が協働して低栄養状態の改善に向けた取組を実施

訪問介護

- ・ 重度の方を受入可能な体制を整備し、受入を実施

加算で評価し、事業所の取組を促し

- 介護給付費分科会で施行状況を確認し、関係者の意見を踏まえ見直し (3年周期)

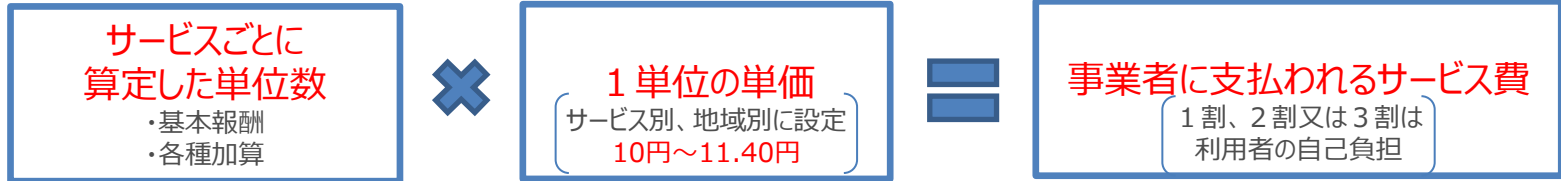
(見直しの視点例)

- ・ 目的に応じた効果的・効率的なサービス提供につながっているか。
- ・ サービスの質の向上につながっているか。
- ・ 報酬体系の簡素化ができないか。

事業収支計算

介護報酬の算定方法

- 介護報酬は、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定され、原則3年ごとに介護報酬を改定しています。
- 利用者に直接介護サービスを提供する従事者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映するために、「単位」性を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定しています。
- 各市町村に適用される地域区分は、公務員の地域手当に準拠して設定されています。



★1単位あたりの単価
(訪問介護の場合)

地域区分	1単位あたりの単価	該当市町村(参考)
1級地(20%)	11.40円	東京23区
2級地(16%)	11.12円	大阪市
3級地(15%)	11.05円	大東市・門真市
4級地(12%)	10.84円	四條畷市・寝屋川市

地域区分	1単位あたりの単価	該当市町村(参考)
5級地(10%)	10.70円	松原市・東大阪市
6級地(6%)	10.42円	奈良市・生駒市 大和郡山市
7級地(3%)	10.21円	橿原市・香芝市等
その他(0%)	10円	1～7級地以外の市町村

事業収支計算

介護サービスの収支差率

- ・介護サービス業界は、サービス業平均の売上高経常利益率9.1%と比べると収支差率は4.7%と低いですが、利用者を獲得できれば固定客化することが見込まれ、介護報酬による収入を得ることができます。
- ・収支差率は、サービス種別により利益率が大きく異なることに留意が必要です。

サービスの種類	令和5年度 決算	令和6年度 決算	対前年度 増減	サービスの種類	令和5年度 決算	令和6年度 決算	対前年度 増減
施設サービス				地域密着サービス			
介護老人福祉施設	1.9%	1.6%	-0.3%	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	12.9%	-0.8%
介護老人保健施設	-0.4%	0.7%	1.1%	夜間対応型訪問介護	15.0%	12.2%	-2.8%
介護医療院	4.3%	3.4%	-0.9%	地域密着型通所介護	5.8%	6.2%	0.4%
居宅サービス				認知症対応型通所介護	6.7%	5.2%	-1.5%
訪問介護	10.6%	9.1%	-1.5%	小規模多機能型居宅介護	5.2%	5.9%	0.7%
訪問入浴介護	4.2%	4.5%	0.3%	認知症対応型共同生活介護	4.7%	4.8%	0.1%
訪問看護	11.3%	9.7%	-1.6%	地域密着型特定施設入居者生活介護	0.5%	0.1%	-0.4%
訪問リハビリテーション	11.5%	10.5%	-1.0%	地域密着型介護老人福祉施設	2.3%	2.3%	0.0%
通所介護	6.5%	6.0%	-0.5%	看護小規模多機能型居宅介護	4.9%	6.3%	1.4%
通所リハビリテーション	2.6%	1.9%	-0.7%	介護全サービス平均	4.7%	4.4%	-0.3%
短期入所生活介護	4.5%	2.9%	-1.6%				
特定施設入居者生活介護	4.1%	4.3%	0.2%				
福祉用具貸与	3.1%	2.6%	-0.5%				
居宅介護支援	5.9%	5.9%	0.0%				

出典：R7.11.26厚生労働省介護給付費分科会資料1「令和7年度介護事業経営概況調査結果の概要」

税引き後収支差率(物価高騰対策関連補助金を含む。)=(介護サービスの収入額-介護サービスの支出額)÷介護サービスの収入額
 ・「介護サービスの収入額」…介護報酬による収入(利用者負担分含む)、保険外利用料収入、補助金収入(物価高騰対策関連補助金を除く)の合計額。
 ※「物価高騰対策関連補助金を含む」は、上記の介護サービス収入額に物価高騰対策関連補助金を加えたもの。
 ・「介護サービスの支出額」…介護事業費用、借入金利及び本部費繰入の合計額。
 ※「本部費繰入」は、各事業所に共通する人事労務経理に係る経費等に充てられるものであり、介護サービスの支出額に含めている。
 なお、社会福祉法人会計基準上本部費繰入は「特別損失」とされているが、企業会計等における「特別損失」とは意味合いが異なる

事業収支計算

収支計算例(訪問介護事業所の場合[管理者1人(訪問介護員兼務)+訪問介護員2人で運営])

①比較的重度の要介護者がサービス提供対象となる場合

【訪問回数約270回/月】

介護報酬(抜粋)

	金額	内訳
①収入	1,995万円	[387単位(身体介護30分~1時間未満)×利用者4人/日+244単位(身体介護20~30分未満)×利用者1人+179単位(生活援助20~45分未満)×利用者4人/日]×10円/単位×職員2.5人×5日/週×52週/年×(処遇改善加算Ⅱ 22.4%)
②支出 (人件費率72.2%)	人件費	1,441万円
	その他	348万円
	計	1,789万円
収支差①-②	206万円	収支差率10.3%

基本報酬		時間	単位数	
		身体介護	20分未満	163単位
		20分~30分未満	244単位	
		30分~1時間未満	387単位	
		1時間~	567単位 (30分増すごとに+82単位)	
	生活援助	20分~45分未満	179単位	
		45分~	220単位	
	通院等乗降介助	1回	97単位	
加算	介護職員等処遇改善加算	身体介護(20分以上)に引き続き生活援助を行った場合	20分~45分未満	65単位追加
			45分~70分未満	130単位追加
			70分~	195単位追加
		①月給による賃金改善②任用要件・賃金体系の整備等③研修の実施等④生産性向上2以上⑤昇給の仕組みの整備等⑥改善後の年額賃金が年額440万円以上⑦介護福祉士等配置	24.5%	
		①月給による賃金改善②任用要件・賃金体系の整備等③研修の実施等④生産性向上2以上⑤昇給の仕組みの整備等⑥改善後の年額賃金が年額440万円以上	22.4%	
		①月給による賃金改善②任用要件・賃金体系の整備等③研修の実施等④生産性向上2以上⑤昇給の仕組みの整備等	18.2%	
		①月給による賃金改善②任用要件・賃金体系の整備等③研修の実施等④生産性向上2以上	14.5%	

②比較の軽度の要介護者がサービス提供対象となる場合

【訪問回数約330回/月】

	金額	内訳
①収入	2,019万円	[244単位(身体介護20~30分未満)+179単位(生活援助20~45分未満)]×10円/単位×利用者6人/日×職員2.5人×5日/週×52週/年×(処遇改善加算Ⅱ 22.4%)
②支出 (人件費率71.5%)	人件費	1,443万円
	その他	348万円
	計	1,791万円
収支差①-②	228万円	収支差率11.3%

※実際は待機時間等により上記の収支差率より下がります。効率的なルートでより多くの利用者宅を訪問することが重要です。

※介護報酬は、サービス提供月の約2ヶ月後に入金されるため、給与支払い等のために起業時は3ヶ月以上の自己資金を確保

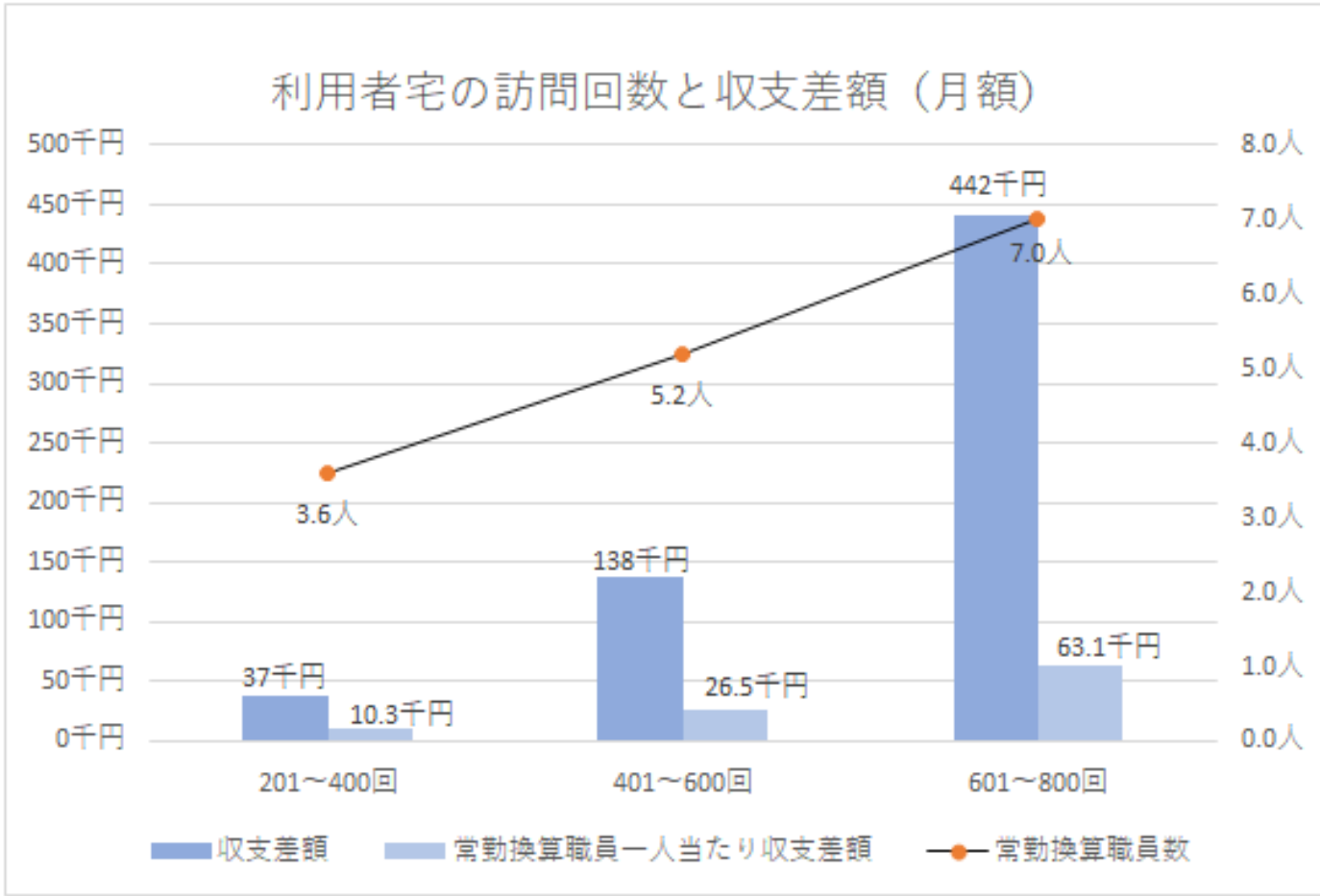
することが大切です。

事業収支計算

規模の拡大による収支差額の増加(訪問介護事業所の場合)

訪問介護員を採用して訪問回数を増加することにより収支差額が大幅に増加

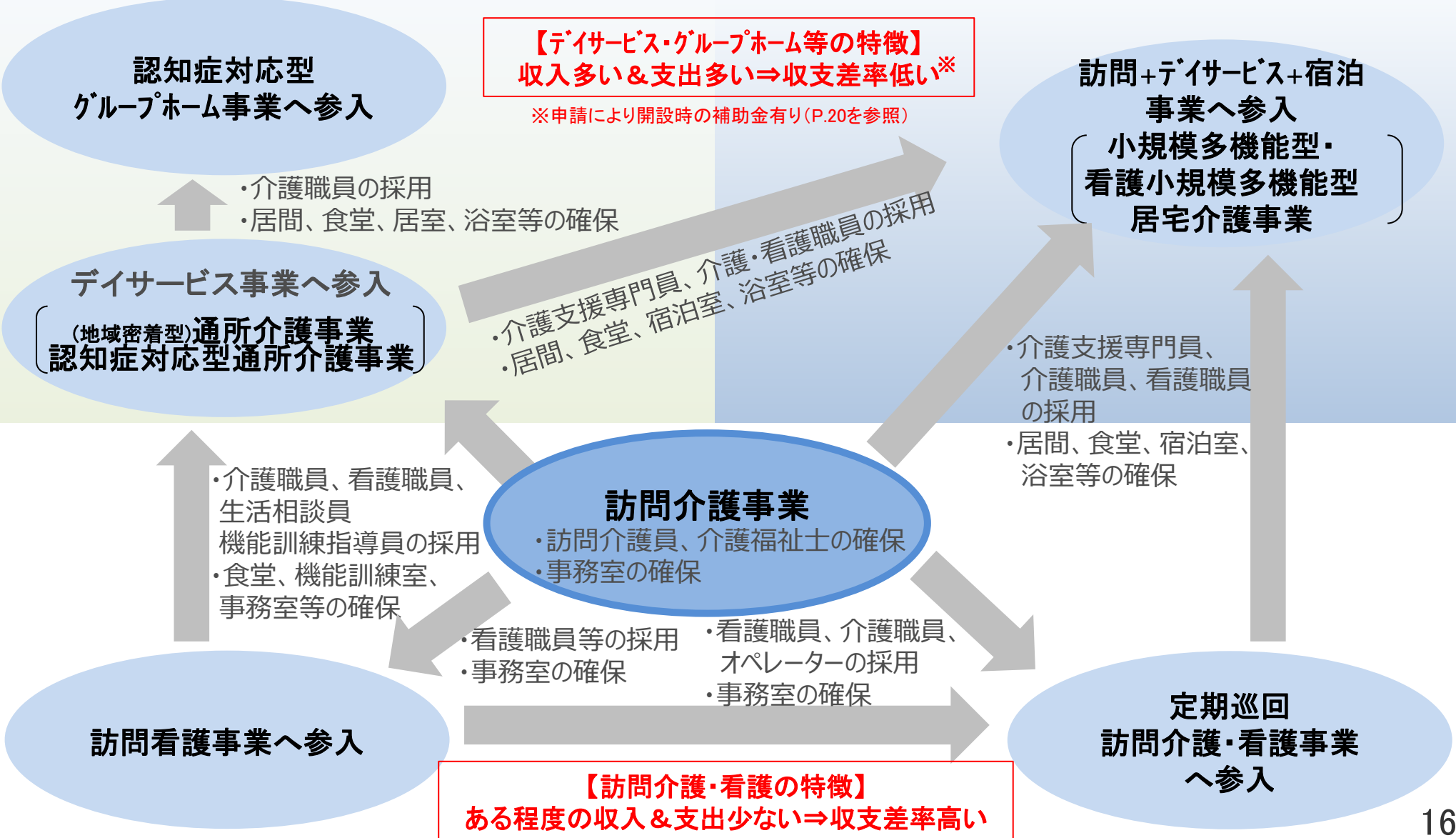
※需要を確認しながら訪問介護員数を増員するタイミングに留意が必要



出典：厚生労働省「令和7年度介護事業実態調査結果」

事業収支計算

訪問介護事業を起点とした在宅介護サービスにおける事業拡大の例



事業収支計算

利用者等に選ばれる介護事業所になるために(訪問介護事業所の場合)

(1) 介護報酬加算の取得(介護サービスの高付加価値化)による介護報酬単価の増加

例)①生活機能向上連携加算(100～200単位/月)

指定訪問リハビリテーション事業所のリハビリテーション専門職と連携して自立支援・重度化防止に資する介護を推進

②口腔連携強化加算(50単位/月)

口腔の健康状態の評価結果を歯科医療機関等に情報提供して歯科専門職による適切な口腔管理を推進

③認知症専門ケア加算(3～4単位/日)

認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置して認知症の症状の進行の緩和に繋がるケアを提供

(2) 介護保険外サービスの提供による差別化をして売上増加

例)①弁当の配食②同居家族の家事代行③見守り・安否確認

※平成30年9月28日付け厚生労働省通知「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせ提供する場合の取扱いについて」を参照すること。

※営利法人以外は法人格による事業の制限がありP.9関係機関の窓口に確認が必要

指定申請

- ・介護保険のサービス事業者になるには、都道府県知事又は市町村長の指定を受けなければならないです。(指定申請先は、次のP.20のスライドを参照)

【提出書類】

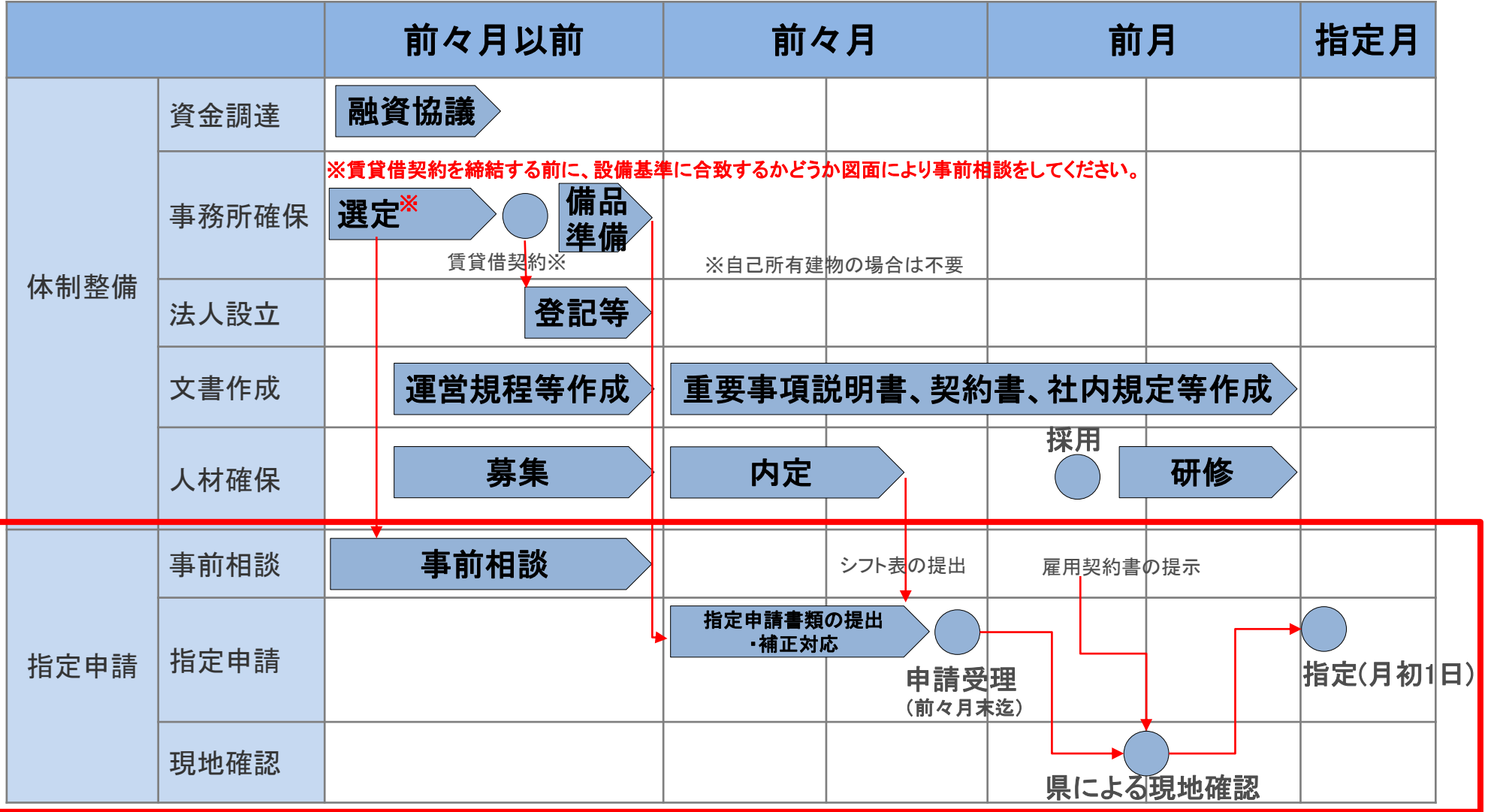
- ・指定申請書
- ・法人登記事項証明書
- ・事業所の平面図
- ・運営規程 など

※県知事の指定を受ける場合の申請書の様式や具体的な申請方法については、
県介護保険課ホームページの「介護保険法に基づく介護サービス事業に係る指定に関する申請等」をご確認ください。

<https://www.pref.nara.lg.jp/n066/14367.html>

指定申請のフロー

想定する開設日から逆算して、事前に準備すべきことを早めに進めましょう。



※体制準備に係るスケジュールは目安として記載していますが、状況に合わせて適宜変更してください。

指定申請

・指定申請先は、介護サービスによって異なります。

	奈良県及び奈良市(中核市)が指定・監督を行うサービス 【奈良市内の事業所は、中核市である奈良市へご相談ください。】	市町村が指定・監督を行うサービス
介護給付を行うサービス	<p>◎居宅介護サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護 <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 	<p>◎地域密着型介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） <p>◎居宅介護支援</p>
予防給付を行うサービス	<p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護 	<p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） <p>◎介護予防支援</p>

総量規制の対象となるため、まず市町村にご相談ください。

要介護1～5の高齢者が受けられるサービス

要支援1～2の高齢者が受けられるサービス

起業時の補助金

- 1 地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金(施設整備経費に対する補助金)
- 2 施設開設準備経費等支援事業補助金(備品購入等の開設準備経費に対する補助金)

	地域密着型サービス施設等整備促進事業補助金	施設開設準備経費等支援事業補助金
小規模多機能型居宅介護事業所(訪問介護+デイ+宿泊)	4,150万円/1施設	103.6万円×定員数
看護小規模多機能型居宅介護事業所(訪問介護+訪問看護+デイ+宿泊)	4,150万円/1施設	103.6万円×定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	733万円/1施設	1,740万円/施設
認知症対応型デイサービスセンター	1,480万円/1施設	-
認知症対応型グループホーム	4,150万円/1施設	103.6万円×定員数

※詳しくは県介護保険課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nara.lg.jp/n066/p011000.html>

※地域密着型サービス事業所として指定を行う市町村を通じて補助金を交付します。
補助金の交付を希望する場合は、補助金を交付する前年度の6～9月に、補助要望を県から市町村に照会をしているため、その照会に間に合うよう各市町村介護保険担当課にご相談ください。

起業時の補助金

市町村の高齢福祉・介護保険担当課

令和7年4月1日現在

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号				
奈良市	介護福祉課	0742-34-1111	山添村	住民福祉課	0743-85-0045	広陵町	介護福祉課	0745-54-6663				
	長寿福祉課		平群町	福祉課	0745-45-1001	河合町	福祉政策課	0745-57-0200				
	福祉政策課					大和高田市	社会福祉課	0745-22-1101	三郷町	長寿介護課	0745-43-7323	吉野町
大和高田市	介護保険課	大和郡山市	介護福祉課	0743-53-1151	斑鳩町	福祉課	0745-74-1001		大淀町	福祉介護課	0747-52-5501	
	地域包括ケア推進課		地域包括ケア推進課		地域包括支援係	0745-75-4000	天理市		介護福祉課	0743-63-1001	安堵町	健康福祉推進室
橿原市	福祉政策課	0744-22-4001	川西町	長寿介護課	0745-44-2635	黒滝村	保健福祉課	0747-62-2031				
	福祉総務課								桜井市	高齢福祉課	0744-42-9111	三宅町
五條市	介護福祉課	0747-22-4001	田原本町	長寿介護課	0744-32-2901	野迫川村	住民課	0747-37-2101				
									御所市	高齢対策課	0745-62-3001	曾爾村
生駒市	介護保険課	0743-74-1111	御杖村	保健福祉課	0745-95-2828	下北山村	保健福祉課	07468-6-0015				
	地域共生社会推進課								高取町	福祉課	0744-52-3334	上北山村
	地域包括ケア推進課		香芝市	介護福祉課	0745-79-7521	明日香村	健康こども福祉課	0744-54-5550				
葛城市	介護保険課	0745-44-5104	上牧町	生き活き対策課	0745-79-2020	東吉野村	住民福祉課	0746-42-0441				
	地域包括支援課	0745-44-3455							宇陀市	介護福祉課	0745-82-8000	王寺町

県が設置している相談窓口

介護保険制度全般

相談先: 奈良県介護保険課

相談内容: 起業時の制度説明等
事業展開時の介護報酬加算等
廃業時の廃業届等

連絡先: 0570-009-006 (ナビダイヤル)

所在地: 奈良市登大路町30 奈良県本庁舎3F

相談日: 月～金 (定休日: 土日祝・年末年始)

相談時間: 9:00～16:30

<https://www.pref.nara.lg.jp/n066/p011000.html>



福祉・介護事業所認証制度

相談先: 奈良県地域包括支援課

相談内容: 認証基準及び認証取得に係る
支援内容等

連絡先: 0742-27-8039

所在地: 奈良市登大路町30 奈良県本庁舎3F

相談日: 月～金 (定休日: 土日祝・年末年始)

相談時間: 9:00～16:30

<https://www.pref.nara.lg.jp/n067/p015000.html>



福祉・介護人材確保

相談先: 奈良県福祉人材センター

相談内容: 求人受付、応募者からの施設見学希望
や面接の調整連絡等

連絡先: 0744-29-0160

所在地: 橿原市大久保町320-11

奈良県社会福祉総合センター3F

相談日: 月～金 (定休日: 土日祝・年末年始)

相談時間: 9:00～17:00

<https://nara-shakyo.jp/pages/4/>



業務改善

相談先: 奈良県介護生産性向上総合相談センター

相談内容: 生産性向上に係る相談、介護ロボット・
ICT機器の試用貸し出し・展示、研修等

連絡先: 0742-35-2701 (介護労働安定センター内)

所在地: 奈良市大宮町4丁目266-1 三和大宮ビル2F

相談日: 月～金 (定休日: 土日祝・年末年始)

相談時間: 9:00～17:00

[https://www.kaigo-](https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nara/contents/2.html)

[center.or.jp/shibu/nara/contents/2.html](https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nara/contents/2.html)



国が設置している相談窓口

経 営

相談先: 奈良県よろず支援拠点
(国が設置した無料の経営相談所)
相談内容: 起業時の事業計画書作成等
事業展開時の日常の経営全般

【柏木本部】

連絡先: 0742-81-3840
所在地: 奈良市柏木町129-1
奈良県工業振興センター3F
相談日: 月～金(定休日・土日祝日・年末年始)
相談時間: 8:30～17:15



【近鉄奈良駅前サテライトオフィス】

連絡先: 0742-81-3546
所在地: 奈良市高天町38-3近鉄高天ビル3F
相談日: 月～土(定休日: 日祝・年末年始)
相談時間: 9:00～19:00

【大和高田出張相談所】

連絡先: 0742-81-3840(柏木本部)
所在地: 大和高田市幸町2-33
奈良県産業会館2F
相談日: 毎週水曜日(但し祝日を除く)【完全予約制】
相談時間: 10:00～15:00

【橿原出張相談所】

連絡先: 0742-81-3840(柏木本部)
所在地: 橿原市常盤町605-5
奈良県橿原総合庁舎3階301会議室
相談日: 毎週第1・第4水曜日(但し祝日を除く)
【完全予約制】
相談時間: 10:00～15:00

<https://www.nara-sangyoshinko.or.jp/n-yorozu/>

事業承継

相談先: 奈良県事業承継・引継ぎ支援センター
相談内容: 後継者不在事業所の引継ぎによる起業
(後継者人材バンク制度)支援
連絡先: 0742-53-5888
所在地: 奈良市西大寺南町8-33奈良商工会議所3F
相談日: 月～金(定休日: 土日祝・年末年始)
相談時間: 9:00～17:00

<https://nara-hikitsugi.go.jp/>

